

株式評価と税負担は一体的な議論が必要。拙速な見直しには断固反対

見直しの方向性（国税庁のスタンス）

租税回避行為が横行し、早急な改正が必要
令和9年度改正で結論

- 租税回避行為防止の観点から**抜本的な見直しを企図**
- 新たな評価方式は、「簿価純資産」と「収益の獲得能力」から評価額を算出。**収益獲得能力のない会社（赤字）は評価が下がる（事業承継に配慮）**
- あくまで評価の適正化が目的。**全体として相続税の増税を目的に行うものではない**。新たな評価方式の**枠組みが固まった段階でシミュレーションを実施**

反論

商工会議所のスタンス

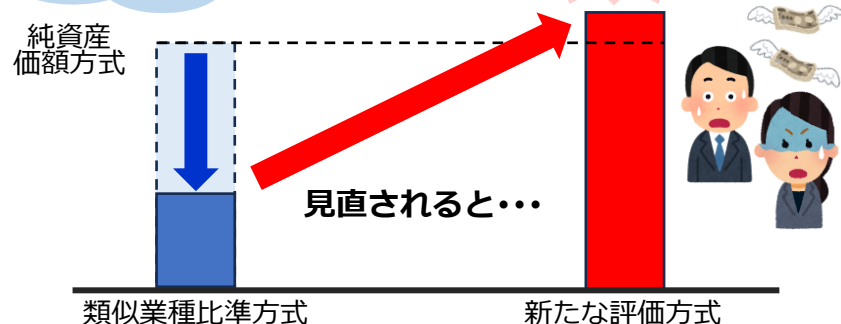
新たな評価方式は地域を支える中核企業を直撃。拙速な見直しは断固反対

- 悪質な租税回避行為を防ぐことは重要だが、新しい評価方式は**地域を支える中核的な企業群の評価額が大幅に上昇する可能性**
- 現行方式が担ってきた**中小企業の事業承継への配慮を最大限尊重すべき**
- 評価と税負担の議論は一体**であり、見直しによる**影響の範囲・税負担の大きさ等に対する十分な検証が不可欠**。拙速な見直しは断固反対

見直しにより相続税負担が大幅に増加（？）

現行評価方式は
事業承継に配慮

新たな評価方式では
株価が2～5倍に（？）



- ・これまで準備してきた納税資金で対応できるか不安
納税資金は会社から借りるしかないので、**当面は、賃上げや設備投資はできない**
- ・大幅な増税となれば、事業承継税制の活用も検討したいが、**顧問税理士は事業承継税制に詳しくないので、途方に暮れている**
- ・一部の課税逃れ対策のために当社が増税となるのは**納得できない**



カラスを大砲で撃つ
ような見直しは、
中小企業の事業承継を
崩壊させかねない

期限切れを迎える中小企業税制は極めて重要。着実な延長・拡充を！

税 制	概 要	適用期限
法人版事業承継税制（特例措置）	後継者が非上場株式等を承継する際の相続税・贈与税を納税猶予・免除する措置。10年間の時限措置。	2027年12月末
賃上げ促進税制	従業員の給与等支給額の増加額（賃上げ額）の最大35%控除可能。 ※中小企業は5年間の繰越控除措置あり	2026年度末
中小企業経営強化税制	経営力向上計画に基づく設備投資について、即時償却または税額控除（10%または7%）が可能。※R7年度税制改正で拡充され、建物が対象に追加	2026年度末
中小企業投資促進税制	一定の機械装置等を導入した場合、特別償却（30%）または税額控除（7%）が可能。	2026年度末
固定資産税の特例	先端設備等導入計画に基づく設備投資について、賃上げ表明に応じて固定資産税を軽減。（1.5%以上：3年・1/2軽減、3%以上：5年・3/4軽減）	2026年度末
中小企業の法人税率の軽減措置	年800万円以下の所得について19%→15%に軽減	2026年度末
交際費課税の特例	年800万円までの交際費の全額損金算入、又は接待飲食費の50%の損金算入の選択適用が可能。	2026年度末
中小企業防災・減災投資促進税制	中小企業等経営強化法の認定事業継続力強化計画等に基づく設備投資について、特別償却（16%）の適用が可能。	2026年度末